

学校法人会計について

【学校法人会計とは】

学校法人は、私立学校を設置運営する主体です。私立学校は独自の「建学の精神」や「教育理念」等に基づく個性豊かで自主性の高い教育研究活動により、社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的としています。その教育研究活動を行うにあたって必要な施設や設備、経営に必要な財産を持つために、自ら調達した資金の他に、国や地方公共団体から補助金の交付を受けており、公共性が高く、より一層の永続性が求められています。このため、私立学校の財政基盤の安定に資するもの、補助金の配分の基礎となるものとして、「学校法人会計基準」が制定され、学校法人はこれに則った会計処理を行い、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を作成し、所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

学校法人は、公共性、永続性の観点から収支バランスの均衡が原則となっています。私学を取り巻く経営環境の変化に伴い、学校法人が作成する計算書類等の内容がより一般にわかりやすく、かつ的確に財政及び経営の状況を把握できるものとなるよう、学校法人会計基準が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

以下に各計算書類について説明します。

【資金収支計算書】

資金収支計算書は、当該会計年度における諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに支払資金（現金預金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。活動区分資金収支計算書では、資金の流れを 3 つの活動区分（「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」）ごとに表示しています。

【事業活動収支計算書】

事業活動収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の収支の状況を明らかにするものです。企業会計の損益計算書にあたるものですが、学校法人の場合は、営利目的ではなく、収支均衡を目的としています。臨時的・事業外の収支の増加を踏まえて、区分経理（「經常収支（教育活動収支、教育活動外収支）」「特別収支」）が導入されています。

【貸借対照表】

貸借対照表は、当該会計年度末における資産、負債、純資産を表示し、学校法人の財政状況を明らかにするものです。

【学校法人会計の原則】（学校法人会計基準第 2 条）

○真実性の原則

財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること

○複式簿記の原則

すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること

○明瞭性の原則

財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること

○継続性の原則

採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと